

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 2 月 23 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600193号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600032号

第1 結論

平成18年7月から平成24年1月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月から平成24年1月まで

私は、平成16年以降、A市に引っ越しをした。その後、国民健康保険税の納付の件でB町の職員がA市の自宅に来て、その時に立ち会っていたA市の国保年金課の職員に国民年金保険料の免除申請を行った。

その際、A市の職員の説明では、免除申請は1回で良いとのことであったが、請求期間の国民年金保険料が継続して免除と記録されていないことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の戸籍の附票及びB町の住民除票によると、請求者は、平成18年6月15日にC町からB町に転居し、その住民登録がB町の実態調査により同年12月*日に職権消除され、その後、平成20年2月*日付けでA市に住所設定していることが確認できることから、請求期間のうち、平成18年12月*日から平成20年2月*日までの期間については、転居先が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、社会保険オンラインシステムによると、「不在決定年月 平19.*」「不在判明年月 平28.*」と記録されており、平成19年*月から平成28年*月までの期間については、国民年金の被保険者記録上、不在被保険者として管理されていたことが確認でき、A市を管轄するD年金事務所によると、請求者から同年*月*日に住所変更届が当年金事務所に提出され処理したと回答していることから、同年*月まで請求者に係る国民年金の住所変更に係る届出が行われていなかったと考えられる。

さらに、A市は、請求期間において、当市に請求者の国民年金被保険者の記録がないことから、国民年金保険料の免除申請を受理することはないと回答している。

加えて、請求者は、国民健康保険税の納付の件で、B町の職員がA市の自宅に来た際、その

場に立ち合っていたA市職員に国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているところ、B町は、請求者について平成20年*月に請求者宅に行ったが、A市職員の立ち会いの事実は確認できない旨回答しており、A市は請求者の主張している内容については不明と回答していることから、請求者がA市に国民年金保険料の免除申請を行った事実を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料はなく、請求期間について、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。